

# 2013年度事業計画

自 2013年4月 1日

至 2014年3月31日

公益財団法人 日本財団



## 1. 方 針

2012年10月1日に当財団は創立50周年を迎え、これまでの哲学を踏まえながら、新たな50年に向けた活動理念を整理した。今後の50年を見据え、必要な体制の強化を図りつつ、より一層公益活動を推進する。

当財団の財源であるモーターボート競走事業の売上は、関係者の特段の努力により他の公営競技と比較すると下げ止まり傾向にあるが、依然として厳しい状況にある。モーターボート競走法の指定法人として交付金による公益活動を推進する当財団は、引き続き資金の効率的活用を図る等、より一層の努力をする所存である。

また社会には解決すべき問題が数多く存在する。モーターボート競走事業からの交付金を活用し、住みよい社会を作るための社会変革に邁進する。さらに「民」による「民」の活動を支えるには国民と企業による寄付金が大きな役割を担うことになる。今後も新たな財源の発掘が必要であり、個人及び企業からの寄付金による事業に関しては、寄付者の意向を尊重しつつ、これまでの50年間に培ってきたノウハウを活かし、国や地方自治体ではできない、社会問題の解決に引き続き取り組む。

今年度より新たに船舶等振興業務以外の業務にも社会の要請に応じて取り組んでいく。船舶等振興業務を適正に実施しながらも、国庫補助金等を活用することにより公益活動をより一層推進していく。

2013年度の事業計画及び収支予算は2012年12月に策定した「事業計画及び収支予算作成の基本方針」に基づき編成した。業務の遂行に当たっては、透明性と公正性を一層高め、活動理念を見据えながら、7つの活動指針を遵守する。

### 活動理念

痛みも、希望も、未来も、共に。

Share the pain. Share the hope. Share the future.

一つの地球に生きる、一つの家族として。

人の痛みや苦しみを誰もが共にし、

「みんなが、みんなを支える社会」を日本財団はめざします。

市民。企業。NPO。政府。国際機関。

世界中のあらゆるネットワークに働きかけます。

知識・経験・人材をつなぎ、

ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、

ソーシャルイノベーションの輪をひろげていきます。

## 7つの活動指針

### ① Discover

私たちは、世の中の変化を兆しのうちに発見し、  
新たな問題解決にいち早く取り組みます。

### ② Prioritize

私たちは、「いま、どこで、何が求められているか」を常に把握し、  
最も優先すべきニーズにこたえます。

### ③ Be creative

私たちは、前例にとらわれず、あらたなプロジェクトを創造し、  
社会をよりよくする新しい仕組みをつくります。

### ④ Do it now

私たちは、失敗を恐れることなく、  
あらゆる問題に対して速やかに決断し、行動します。

### ⑤ Be open

私たちは、常にオープンに情報を開示し、社会の声をとりいれ、  
開かれた組織でありつづけます。

### ⑥ Grow

私たちは、常に自らを評価し、自らを教育していくことで、  
ソーシャルイノベーションを生みだしていく能力、活動の質を高めます。

### ⑦ Expand networks

私たちは、問題意識をもつ人々や団体との  
ネットワークをひろげ、つなぎ、社会に大きなうねりをつくります。

## 2. 事業計画

### 2.1 船舶等振興業務

#### 2.1.1 助成事業

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

また、事業年度開始後に実施の必要が生じた事業に対応するため、年度内募集を実施する。

なお、本事業は「1号交付金補助業務規程」「2号交付金補助業務規程」に基づき実施する。

#### (1) 海洋船舶関係事業

本事業は、船舶関係事業、海難防止事業等の振興のために実施する事業である。

わが国の造船・船用業界は、近年の中国、韓国の新造船の大量竣工による船腹需給ギャップの拡大や、海運・造船市況の先行き不透明感により新規発注も限られることから、手持ち工事量が2014年に底を突く「2014年問題」が懸念されるなど厳しい環境にさらされている。

一方、国内の海洋政策に関しては2007年に海洋基本法が施行され、沿岸域の総合的管理体制の構築や海洋教育の推進が急務となっているが、取り組みは依然として縦割りで行われており、総合的な取り組みに関する体制構築や連携の促進が求められている。特に、地域における体制や連携を構築し、持続するためには、地方行政も含めて地域資源を持続的に循環する仕組みをどのようにして構築するかが重要な課題となっている。

海外に目を向けると、例えばマラッカ・シンガポール海峡では、「協力メカニズム」の中核となる「航行援助施設基金」が沿岸国や利用国・民間により設置され、厳しい世界経済情勢ではあるものの、今後は、船主や荷主の民間海運業界団体の積極的、自主的な協力を、CSRという観点から促進することが重要となる。海洋環境面では、船舶排出ガス等の従来からある海の上の環境問題だけでなく、マグロやうなぎのような日本人にとって馴染み深い魚が国際社会での議論の対象とされることに代表されるように、水産資源管理等の海の中の問題への対応が今後ますます重要となってきている。

このように国際海事社会が直面している海洋の諸問題については、個々の政府による一方的、単一的な措置のみで対処するのは極めて困難なことであり、IMOなどの国際機関を中心とした各国協働による対策や民

間との連携を促進するとともに、共通の課題解決に向けた仕組みづくりにも取り組まなければならない。また、複雑化する海洋問題に対応していくために、国際社会で活躍できるよう教育・訓練された人材の育成を量的にも質的にも促進するとともに、利害関係や既存の枠組みを超えて連携するネットワークを構築、活性化していく必要性が、世界全体としても国内としてもともに高まっている。

これらを踏まえ、2013年度は、多様な分野、関係者の「つながり」を創り出すことを意識した上で、下記に掲げる支援の柱に沿って事業展開を図る。

#### 1) 船舶、海運に関する技術の研究・開発と産業の基盤強化

世界的に高まる環境問題に対応する技術の研究開発や国際基準等の作成、海外における積極的な情報収集などを行うことや技術の伝承及び人材育成等、産業基盤の強化を図るための活動

#### 2) 海洋に関する研究及び情報・体制の整備

ア. 国際的な海洋問題に効果的に対処するために必要な知識、能力を持った人材の育成を図るため、大学や国際機関等との連携をとりながら、次世代に向けた学際的な講座の設置など教育及び研究を推進する活動

イ. わが国の「海洋基本法」の制定に伴い、「海に守られた日本から、海を守る日本」に向けて、陸からの視点ではなく海からの視点に基づく総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進し、支えるための民間の活動

ウ. 地球規模で進行する漁業資源の減少に対処するために必要な、総合的、持続的な資源管理の取り組み

#### 3) 航行の安全確保及び海上災害対策

マラッカ・シンガポール海峡の国際的な安全管理体制を促進させる事業など、航行安全、海洋環境保全等に関わる諸問題に取り組む活動

#### 4) 海・船に関する国民の理解促進

生活を取りまく様々な場や機会を利用して、専門家や研究者にとどまりがちな海・船の知識や重要性を広く一般に普及・啓発するための活動

ア. 博物館等が行う海や船に関する企画展の開催や造船所の見学会、体験学習等を通じた理解促進活動

イ. 海に親しむ活動の推進

ウ. 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動や地域の発展を目指す持続可能な活動

#### 5) 東日本大震災における海からの視点に基づく復興支援

### (2) 公益・福祉関係事業

本事業は、観光、体育、社会福祉等、公益の増進を目的とし実施する事業である。

近年我が国では、地域の古き良き文化が崩壊し、人と人との絆も薄れつつある。また人間の命や尊厳が軽んじられる風潮も見受けられ、総じて「もの」を大切にしようとする文化や良き価値が損なわれつつある。

こうした状況下、より良い社会を創造するため、行政、企業CSRと公益セクターの三者によるネットワークを構築し、社会の変革を促すことが重要であると認識する。国内における公益活動やボランティア活動への支援においては、「もったいないをカタチに」という理念のもと、より良い社会の実現に向けてこれら三者の触媒の役割を果たしていく。

2013年度は下記に掲げる支援の柱に沿って事業を行う。

#### 1) ひとり一人の尊厳が重んじられる社会を目指して

- ア. 障害者の地域生活や社会参加を支える仕組みづくり
- イ. ホスピス・プログラム
- ウ. 学生の活力を形にする学生ボランティア活動

#### 2) コミュニティ内の絆が強い社会を目指して

- ア. 障害者や高齢者の地域生活を支える車両の整備
- イ. 市民が連携し、防災を目的に地域一帯で取り組む植樹活動
- ウ. 地域のつながりをつくる青パトの配備

#### 3) 自然と調和し、健康で文化的な生活をしている社会を目指して

- ア. 地域の特色や風習を生かした新たな取り組み
- イ. 地域らしさを育むため、地域に伝わる伝統芸能や文化の継承及び再生への仕組みづくり

#### 4) 東日本大震災における復興支援

### 2.1.2 海外協力援助事業

本事業は、国際的な医療、保健、衛生又は社会福祉の増進、国際親善の推進、海事・海洋に関する事業の振興、および災害救援活動を目的として実施する事業である。

世界は、貧困、飢餓、疾病、紛争など国境を越えた多くの課題に直面している。日本の国際貢献や民間非営利組織の果たすべき役割が一層期待される中、海外協力援助事業では、これら地域的・地球的課題を解決し、社会的弱者を救済し、より良き世界、より良き未来を実現するための活動を支援する。

各国政府のみでは解決できない諸課題に対応するには、ニーズを的確に捉えて迅速、柔軟に効率的な支援を国際的に行うこと、そして、有効な解決方法を模索し、実践につなげていくには、豊富な知識と経験をもとに活動する人材の育成と人的ネットワークを構築することが重要である。

2013年度は、以下を2本の柱として、国連・国際機関、NGOをはじめとする社会セクター、地域コミュニティーなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した取組みを支援する。

なお、本事業は「海外協力援助業務規程」に基づき実施する。

#### 1) 相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業

人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースの活用、日系社会に対する支援、「次世代へ海を引き継ぐ」をテーマにした事業展開など、諸問題を根本から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

#### 2) BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を充足する事業

プライマリーヘルスケアにおける伝統医療の活用、アフリカ等における食糧増産、障害者支援、アジアにおける義手義足の提供及び義肢装具士の育成、基礎教育の向上、ハンセン病の制圧及び社会的差別の解消などの事業を通じて貧困、病苦を緩和し、貧しく社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることがきる社会を目指す。

### 2.1.3 国内協力援助事業

本事業は、主に法人格の無いボランティア団体等が行う活動を支援する事業である。対象とする事業の分野並びに事業を実施するための支援の柱は、2.1 助成事業の(1)海洋船舶関係事業及び(2)公益・福祉関係事業と同様であるが、青パトの配備による自主防犯活動の推進など、より地域に密着したものが特色であり、市民の知恵と工夫を活かした活力あるまちづくりを目指す。

なお、本事業は「国内協力援助業務規程」に基づき実施する。



#### 2.1.4 情報公開事業

本事業は、当財団がより良い社会への変化を促す引き金の役割を果たすため、また社会に対して常にオープンで透明であるために効果的かつ効率的な情報の発信・公開を行う事業である。前年度と同様に、ポートルースの交付金が当財団を通じて、世の中のために役立てられることを広く周知していく。

新聞や雑誌などを活用するとともに、ウェブサイトによるサービスも最大限に活用した広報活動を徹底して進める。具体的には取材記事を中心とした内容でホームページをさらに充実させるほか、ブログマガジン、YouTube、Twitter、facebook などソーシャルメディアを活用し、当財団や助成団体の活動を積極的に紹介していく。また、海外の人々の理解を促進させるため、英語での情報発信にも力を入れる。

さらに当財団の哲学や使命を周知するとともに、組織や活動に対するイメージや認知度の向上を図り、社会から信頼される組織の確立、事業の質的向上、さらなる寄付文化の醸成、ポートルース事業の理解促進を目指す。

以上の方針のもと、経費節約に努めながらも、効率的に質の高い情報をより多く提供していくことで、効果的な情報公開の実現に向け取り組む。

#### 2.1.5 調査研究事業

本事業は、新規事業の発掘を中心に助成事業、協力援助事業の質的向上を図ることを目的に財団自らが行う事業である。2013年度も引き続き、先駆的かつ波及的効果が期待できる助成事業を発掘するための調査研究を積極的に推進する。また、助成事業及び協力援助事業について外部評価機関による評価と財団自らによる評価を実施し、事業の透明性の一層の向上を図るとともに、当財団自身の事業と組織についても外部評価機関による評価を行う。

さらに、預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業では、犯罪被害者の子弟に広く教育の機会を提供するとともに、被害者支援団体の活動強化を図ることで、犯罪被害者への支援の質的向上・充実を目指す。国際関係では、人道的見地からミャンマー少数民族国内避難民へ食糧、医薬品など、緊急的支援活動を行っていく。

#### 2.1.6 寄付文化醸成事業

本事業は、わが国の寄付文化を醸成することを目的に実施する事業である。

民間非営利活動の多くが助成金や寄付金によって行われているものの、多くの寄付金は限られた寄付者に支えられているのが実情である。様々な社会問題を解決していくために必要な寄付金の規模は、欧米諸国に比べ格

段に小さい。

そこで、寄付金を自ら集めるだけでなく、寄付金によって社会問題を解決するための事業を、自ら実施すると共に支援していくことで、わが国の寄付文化をさらに醸成していく。

なお、本事業は「寄付文化醸成業務規程」に基づき実施する。

#### 1) 寄付文化の普及に向けた活動

ウェブサイトやソーシャルメディアを活用した寄付に関する情報の展開や企業の社会貢献活動に関する周知を行う。

#### 2) 自ら事業を企画・実施することによる寄付モデルの構築

個人や企業から寄せられた寄付金を基に、直接的に事業を行う。

#### 3) 企業等のリソースを活用した非営利組織の支援

個人や企業から寄せられた寄付金を基に、非営利組織が行う事業を支援する。

### 2.1.7 ビル運営事業

本事業は、公益活動を行う団体に低廉な賃貸料で活動スペースを提供する事業である。

当財団を中心に入居団体の協調、情報の共有及び効果的な情報発信を行うことを目的に日本財団ビル、日本財団第二ビルの運営を行う。

### 2.1.8 貸付事業

本事業は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行う事業である。

造船関係貸付事業の融資対象者である造船関係事業者は、近年の中国、韓国の新造船の大量竣工の中、供給過剰からくる船価の下げ圧力や原材料の高騰等、極めて厳しい受注環境におかれている状況である。

そのため、造船関係事業者は今後も厳しい事業環境を慎重に見極めながら、設備投資を行うことが予想される。

こうした動きの中にあって、造船関係事業者に対し安定した融資を一貫して行ってきた本制度への期待は依然大きく、今後も運転資金については底堅い資金需要が見込まれる。

これらの状況を踏まえ、2013年度も中小企業を中心とした造船関係事業者に対して、安定的な資金の供給を積極的に行うことで、経営基盤強化に資することとする。

## 2.2 船舶等振興業務以外の業務

### 2.2.1 造船業等復興支援事業

本事業は、当財団が復興庁及び国土交通省より、造船業等復興支援事業に係る基金設置法人及び事務局に選定されたことから、被災した造船事業者等が集約等による経営基盤の強化を目的として行う被災地域における造船所の施設等の整備に対し、支援を行う事業である。

東日本大震災の被災地域においては、水産業は基幹産業でありその復興は地域の復興に重要な役割を果たすものである。

水産業の復興にあたっては、水産業にとって必要不可欠な漁業関連船舶の建造・修繕を行う造船業の復興が重要であるが、造船業は東日本大震災による地盤沈下により、震災以前の能力を回復するには至っておらず、地域の復興にも影を落とすこととなっている。

そのため、当財団が造成した造船業等復興支援基金を活用して、被災した造船事業者等が集約等による経営基盤の強化を目的として行う被災地域における造船所の施設等の整備を支援することにより、被災地域における造船所の復興と経営基盤の強化の両立を図ることで被災地域の復興に貢献しようとするものである。

### 2.2.2 「新しい東北」の創造に向けた調査事業

本事業は、東日本大震災での復興の過程において、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性ある未来社会」を形成する先駆的な活動を取り上げ、調査・分析を行うものである。

東日本大震災からの復興にあたっては、我が国の人口減少、高齢化、産業の空洞化といった課題を抱えたままの現状に単に復旧するのではなく、こうした課題を解決していくことが重要である。この問題意識のもと、政府の復興推進委員会においては、地域社会の将来像「新しい東北」の要素となる社会像を取り上げた。

そこで、これらの社会像に沿って、被災地域で先駆的に取り組んでいる事例を調査・分析し、他地域でも展開可能な方向性を示すことによって、復興に貢献しようとするものである。

### 2.2.3 「新しい東北」の実現に向けた復興人材プラットフォーム構築事業

本事業は、当財団が復興庁より「新しい東北」の実現に向けた復興人材プラットフォーム構築事業の実施先として選定され、被災地、特に自治体や関連企業・団体等へ、不足している専門人材支援を行うものである。

被災地域では、東日本大震災以前から人口減少・高齢化等の課題を抱えた地域が多く、加えて本震災によって多くの人材が避難してしまっており、復

興の担い手不足が課題となっている。

そこで、今後より多くのニーズが見込まれる街づくりや起業支援等の各種分野の専門人材の調査を行い、民間企業等からの復興専門人材を被災地へ派遣する取組を促進する官民連携のプラットフォームをモデルケースとして構築し、被災地の課題解決を図る。

東日本大震災発生以来、当財団が取り組んできた多くの支援事業を通じたネットワークを駆使してこれに取り組み、復興に貢献しようとするものである。

#### 2.2.4 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業

本事業は、当財団が外務省より、ミャンマー連邦共和国の少数民族武装勢力支配地域において紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業の担い手として選定されたことから実施するものである。

本事業は、ミャンマー政府との間で停戦合意を締結している少数民族武装勢力の地域に居住する人々を対象として生活基盤向上のための諸事業を実施することによって、和平への期待感を創出し、停戦状態を確固なものとし、和平合意への推進力とすることを目的としている。

原則として、ミャンマー政府から要請された食糧支援、住居支援、そして所得創出のニーズを満たす内容の事業を展開していく計画であるが、今年度は食糧と基本的な生活物資の配給に絞って事業を実施する。